

別冊

下関市教育委員会 11月定例会 別冊資料

令和元年11月25日（月） 9：30～  
教育センター 3階中研修室

【目次】

[議案（非公開）]

第77号 令和元年度教育予算の補正（12月）について	P 1
第79号 豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例の 一部を改正する条例	P 7
第80号 豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	P 12

[報告事項（非公開）]

○令和2年度教育予算について	P 22
----------------	------



下関市教育委員会  
議案第77号

令和元年度教育予算の補正（12月）について

上記の議案を提出する。

令和元年（2019年）11月25日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

令和元年度教育予算の補正（12月）について

令和元年度教育予算の補正（12月）について、別紙のとおりとする。

提案理由

令和元年第4回市議会定例会に議案として提出するため。

## (2) 島入

(単位：千円)

項 目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
22 諸収入	5,344,152	30,000	5,374,152			
5 雑入	1,990,631	30,000	2,020,631			
3 雑入	1,985,230	30,000	2,015,230	2 雑入	30,000	30,000 災害共済給付金受入金

## (3) 竣出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				金額	説 明
				特	定	財	源		
10 教育費	7,805,366	3,469	7,808,835	国県支出金	市 價	そ の 他	一 般 費		
1 教育施設費	1,068,827	47	1,068,874				30,000 △	26,531	
2 事務局費	1,047,740	47	1,047,787				47	△ 2 給料	△ 1,438
2 小学校費	1,270,336	3,829	1,274,165				3,829	△ 一般職給	△1,438
1 学校管理費	1,010,453	3,829	1,014,282				3,829	△ 一般職給	△1,438
								△ 3 職員手当等	△84
								△ 住居手当	△648
								△ 通勤手当	△698
								△ 時間外勤務手当	4,500
								△ 管理職手当	△1,572
								△ 期末勤勉手当	△322
								△ 児童手当	430
								△ 4 共済費	△ 121
								△ 共済組合負担金	△681
								△ 互助会負担金	△6
								△ 健康保険料	208
								△ 社会保険料	358
									△ 8
								△ 学校管理業務	
								△ 一般職給	3,566
								△ 3 職員手当等	3,566
								△ 住居手当	△576
								△ 通勤手当	△636
								△ 期末勤勉手当	221
								△ 児童手当	1,907
								△ 4 共済費	△540
								△ 113	△121
									△ 8

(単位：千円)

款項	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節				目 の 説 明
				国県支出金	市債	その他の	一般財源	区分	金額	説明		
3 中学校費	658,999△	2,912	656,087				△ 2,912		280			
1 学校管理費	447,542△	2,912	444,630				△ 2,912	1報酬				
							2給料	△	3,448	非常勤職員	280	学校管理業務 一般職 非常勤職員 8人
							3職員手当等			一般職給	△3,448	
								968	扶養手当	576		
								住居手当		324		
								通勤手当		4		
								期末勤務手当		△176		
								児童手当		240		
							4共済費	△	712	共済組合負担金 互助会負担金 健康保険料	△736	
											△7	
											31	
4 高等学校費	565,465△	30,032	535,433				△ 30,032					
1 高等学校施設 運営	493,963△	30,032	463,931				△ 30,032	2給料	△ 16,333	一般職給	△16,333	一般管理業務 一般職 54人
							3職員手当等	△	7,071	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末勤務手当 義務教育等教員特別手当 児童手当	△38 △24 △167 △618 △6,219 △220 215	
							4共済費	△	6,628	共済組合負担金 互助会負担金 健康保険料 社会保険料	△3,484 1 △1,177 △1,968	

款項	目	補正前の額			計	補正額の財源内訳			説明			項目の説明
		国県支出金	市債	その他の		一般財源	区分	金額	説明			
7社会教育施設費	1,911,116△	14,704	1,896,412			△ 14,704		△ 14,663	一般職給	△14,663	一般管理業務	
1社会教育施設活動費	695,656△	19,062	676,594			△ 19,062	2 給料	△ 1,065	扶養手当	1,065	一般職員	57人
5図書館費	284,601	1,424	286,025						3職員手当等	△ 2,525	住居手当	△121
6博物館費	273,491	2,633	276,124						通勤手当	△ 110	管理職手当	△110
7美術館費	118,360	301	118,661						期末勘定手当	336	児童手当	△3,755
8保健体育費	2,122,622	47,241	2,169,863			30,000	17,241	60	4共済費	△ 1,874	共済組合負担金	△2,637
1保健体育施設活動費	862,859	47,241	910,050			30,000	17,241	60	互助会負担金	△ 24	健康保険料	236
									社会保険料	551	社会保険料	551
									一般管理業務	5,609	非常勤職員	58人
									4共済費	1,330	非常勤職員	94
									1報酬	2,100	健康保険料	453
									4共済費	533	社会保険料	877
									1報酬	2,633	非常勤職員	2,100
									4共済費	533	健康保険料	182
									1報酬	301	社会保険料	351
									3職員手当等	4,171	非常勤職員	301
									扶養手当	7,461	学校保健管理業務	17,241
									住居手当	7,461	一般職給	47人
									通勤手当	1,597	6	
									時間外勤務手当	504		
									管理職手当	648		
									期末勘定手当	3,618		
									児童手当	△1,425		
									4共済費	5,609	共済組合負担金	4,097
									互助会負担金	25		
									健康保険料	536		
									社会保険料	951		
									19負担金補助及び交付金	30,000	日本スポーツ振興センター災害給付費負担金	30,000

4. 債務負担行為の補正に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度

以降の支出予定額等に関する調書（当該年度新規分）

(単位：千円)

事項	限度額	前年度までの支出(見込)額	左特定財源				内訳
			期間	金額	国県支出金	市債	
下関商業高等学校電算機器等借上料	99,000		令和2年度から 令和6年度まで	99,000			99,000
下関市生涯学習プラザ指定管理料	882,725		令和2年度から 令和6年度まで	882,725			221,275 661,450

期 間	當該年度以降の支出予定額	左特定財源			内 訳
		國 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
令和2年度から 令和6年度まで	99,000				
令和2年度から 令和6年度まで	882,725				

下関市教育委員会  
議案 第79号

豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月25日

教育委員会  
教育長 児玉 典彦

豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正  
する条例

豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例（平成17年条例第123号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

下関市立自然史博物館の設置等に関する条例

第1条中「豊田ホタルの里ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）」  
を「下関市立自然史博物館」に改める。

第2条中「ミュージアムの」を「下関市立自然史博物館の」に改める。

第3条中「ミュージアムは」を「豊田ホタルの里ミュージアム（以下「ミュ  
ージアム」という。）は」に改め、同条第1号及び2号中「資料」を「自然史  
に関する資料」に改め、同条第4号中「ミュージアムの」の次に「設置の」を  
加える。

第4条ただし書中「、特に必要」を「特に必要がある」に改める。

第5条第1項中「午後4時30分」を「、午後4時30分」に改める。

第9条ただし書中「特に」を「特別の理由があると」に改める。

第11条中「規定による許可」を「許可」に改め、同条第2号中「資料」を  
「ミュージアム資料」に、「滅失し、若しくは損傷し」を「損傷し、若しくは

滅失し」に改める。

第13条中「建物若しくは」を「ミュージアムの建物、」に、「資料」を「ミュージアム資料」に、「損傷」を「損傷し、」に改める。

別表第3備考第4項中「冷暖房」の次に「を使用した場合」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

豊田ホタルの里ミュージアムが行う事業を明確にし、及び所要の条文整備を行うため、令和元年第4回定例市議会へ議案として提出するため。

新 日	新 照 表
○豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例 (設置)	○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例 (設置)
第1条 市民の教育と文化の向上及び調査研究等に資するため、豊田ホタルの里ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)を設置する。	第1条 市民の教育と文化の向上及び調査研究等に資するため、下関市立自然史博物館を設置する。
第2条 ミュージアムの名称及び位置は、次のとおりとする。 表 (略)	(名称及び位置) 第2条 下関市立自然史博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。 表 (略)
第3条 ミュージアムは、 次に掲げる事業を行う。 (1) 資料の収集保管及び展示に関する事業 (2) 資料についての調査研究に関する事業 (3) (略) (4) その他ミュージアムの目的を達成するために必要な事業 (休館日)	(事業) 第3条 豊田ホタルの里ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)は、 次に掲げる事業を行う。 (1) 自然史に関する資料の収集保管及び展示に関する事業 (2) 自然史についての調査研究に関する事業 (3) (略) (4) その他ミュージアムの設置の目的を達成するために必要な事業 (休館日)
第4条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、下関市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるととき	第4条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、下関市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、

日	新
は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。	これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) (略) (2) (略)
(開館時間) 第5条 ミュージアムの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は <u>午後4時30分</u> までとする。	(開館時間) 第5条 ミュージアムの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は <u>午後4時30分</u> までとする。 2 (略)
(観覧料等の不還付) 第9条 優納の観覧料及び特別観覧料並びに使用料（以下「観覧料等」という。）は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	(観覧料等の不還付) 第9条 優納の観覧料及び特別観覧料並びに使用料（以下「観覧料等」という。）は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、その全部又は一部を還付することができる。 (入館等の制限) 第11条 委員会は、次の各号のいづれかに該当するときは、第6条の規定による観覧を拒み、又は第7条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) ミュージアムの施設及び <u>資料</u> を滅失し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) (略)

日	新
(4) (略) (損害の賠償)	(4) (略) (損害の賠償)

第13条 入館者は、故意又は過失によつて、建物若しくは 附属設備等又は 資料を損傷 又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるとときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

別表第3 (第8条関係)

表	(略)	備考
1	(略)	1 (略)
2	(略)	2 (略)
3	(略)	3 (略)
4 冷暖房	又は特別の設備をした場合には、それぞれ実情に応じて実費を徴収する。	4 冷暖房を使用した場合又は特別の設備をした場合には、それぞれ実情に応じて実費を徴収する。

下関市教育委員会  
議案 第 80 号

豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年（2019年）11月25日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則

豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例施行規則（平成17年教  
育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則

第1条中「豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例」を「下関市  
立自然史博物館の設置等に関する条例」に改める。

第2条第2項中「前項の」を削り、「様式第2号」の次に「。以下「特別観覧  
許可書」という。」を加え、同条第3項中「受けた者」の次に、「が特別観覧す  
るとき」を加え、「前項の」を「特別観覧」に改める。

第3条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

第3条第2項中「様式第4号」の次に「。以下「使用許可書」という。」を加  
え、同項に後段として次のように加える。

許可した事項の変更を許可するときも同様とする。

第3条第3項中「という。)」を「という。) が多目的ホールを使用するとき」  
に、「前項の」を「使用」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「許可書」

を「使用許可書」に改め、同項を第4項とする。

第4条第1号中「建物、構内施設、設備、展示資料その他の備品等」を「ミュージアムの施設及びミュージアム資料」に、「破損し、若しくは汚損し」を「損傷し、若しくは滅失し」に改め、同条第6号中「ミュージアム資料等」を「ミュージアム資料」に改め、同条第8号中「前各号に定めるもののほか、管理上の必要から」を「その他委員会の」に改める。

第6条第2号中「破損し、若しくは汚損し」を「損傷し」に改める。

第8条、第9条及び第10条中「ミュージアム資料等」を「ミュージアム資料」に改める。

第12条中「ミュージアムの」の次に「設置の」を加える。

第13条中「建物及び展示資料並びに附属設備等」を「ミュージアムの建物、附属設備等又はミュージアム資料」に、「破損し、若しくは汚損し」を「損傷し」に改める。

第14条第2号イからオ中「資料」を「自然史に関する資料」に改め、コ中「ミュージアム」の次に「の事務」を加える。

様式第1号中

「住所（又は所在地）

「住所（団体名）

氏名（代表者名）印を 氏名（又は団体名及び代表者名）印に

電話番号

」

印

電話番号

」

改める。

様式第2号中「（あて先） 様」を「 様」に、  
「豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例施行規則」を「下関市立  
自然史博物館の設置等に関する条例施行規則」に改める。

様式第3号中

「住所（又は所在地）

「住所（団体名）

氏名（代表者名）印を 氏名（又は団体名及び代表者名）印に

電話番号

」

印

電話番号

」

改める。

様式第4号中「(あて先) 様」を「 様」に、  
「豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例施行規則」を「下関市立  
自然史博物館の設置等に関する条例施行規則」に改める。

様式第5号中

「住所（又は所在地）

「住所（団体名）

氏名（代表者名） ㊞ を 氏名（又は団体名及び代表者名） に  
電話番号 」 ㊞ 電話番号 」

改める。

様式第6号中

「住所（又は所在地）

「住所（団体名）

氏名（代表者名） ㊞ を 氏名（又は団体名及び代表者名） に、  
電話番号 」 ㊞ 電話番号 」

「 形状・寸法等 を

「 形状・寸法等  
(できる限り詳細に) に改め、

1 申請者の住所及び氏名は、団体にあってはその主たる事務所の所在地又はその代表  
者の住所並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。  
2 形状・寸法等についてはできる限り詳細に記入してください。  
」

を削る。

様式第8号中

「住所（又は所在地）

「住所（団体名）  
氏名（代表者名）印 を 氏名（又は団体名及び代表者名）に、  
電話番号 」印  
電話番号 」

改める。

様式第9号中「（あて先） 様」を「 様」に改める。

様式第10号中

「住所（又は所在地）

「住所（団体名）  
氏名（代表者名）印 を 氏名（又は団体名及び代表者名）に、  
電話番号 」印  
電話番号 」

「展示資料、付属設備等」を「附属設備等又はミュージアム資料」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第1号、様式第3号、  
様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第10号による用紙で現に残  
存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 提案理由

豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例の題名を変更すること  
に伴い、規則の題名を改め、及び所要の条文整備を行うため。

新	旧	対	照	表
日				
○豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例施行規則 (趣旨)	○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則 (趣旨)	第1条 この規則は、豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例(平成17年条例第123号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、下関市立自然史博物館 の設置等に関する条例(平成17年条例第123号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、下関市立自然史博物館 の設置等に関する条例(平成17年条例第123号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(特別観覧)	(特別観覧)	第2条 条例第7条第1項の規定により、学術研究等のためミュージアム資料の熟覧又は模写、模造等若しくは撮影等(以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、豊田ホタルの里ミュージアム特別観覧許可申請書(様式第1号)を下関市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。	第2条 条例第7条第1項の規定により、学術研究等のためミュージアム資料の熟覧又は模写、模造等若しくは撮影等(以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、豊田ホタルの里ミュージアム特別観覧許可申請書(様式第1号)を下関市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。	第2条 条例第7条第1項の規定により、学術研究等のためミュージアム資料の熟覧又は模写、模造等若しくは撮影等(以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、豊田ホタルの里ミュージアム特別観覧許可申請書(様式第1号)を下関市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。
2 委員会は、前項の特別観覧を許可したときは、豊田ホタルの里ミュージアム特別観覧許可書(様式第2号)を交付するものとする。	2 委員会は、前項の特別観覧を許可したときは、豊田ホタルの里ミュージアム特別観覧許可書(様式第2号)を交付するものとする。	3 特別観覧の許可を受けた者は、前項の許可書を携帯し、職員の指示に従わなければならない。	3 特別観覧の許可を受けた者は、前項の許可書を携帯し、職員の指示に従わなければならない。	3 特別観覧の許可を受けた者は、前項の許可書を携帯し、職員の指示に従わなければならない。
(施設の使用)	(施設の使用)	第3条 条例第8条の規定により、多目的ホールを使用しようとする者は、	第3条 条例第8条の規定により、多目的ホールを使用しようとする者は、	第3条 条例第8条の規定により、多目的ホールを使用しようとする者は、

日	新
豊田ホタルの里ミュージアム多目的ホール使用（変更）許可申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。	豊田ホタルの里ミュージアム多目的ホール使用（変更）許可申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。
2 委員会は、前項の使用を許可したときは、申請者に豊田ホタルの里ミュージアム多目的ホール使用（変更）許可書（様式第4号）_____を交付するものとする。	2 委員会は、前項の使用を許可したときは、申請者に豊田ホタルの里ミュージアム多目的ホール使用（変更）許可書（様式第4号）。以下「 <u>使用許可書</u> 」といふ。）を交付するものとする。許可した事項の変更を許可するときも同様とする。
3 多目的ホールの使用許可を受けた者（以下「 <u>使用者</u> 」といふ。）_____は、前項の許可書を携帯し、職員の指示に従わなければならぬ。	3 多目的ホールの使用許可を受けた者（以下「 <u>使用者</u> 」といふ。）が多目的ホールを使用するときは、 <u>許可書を携帯し、職員の指示に従わなければならぬ。</u>
4 使用者が許可された事項の変更をしようとするときは、様式第3号により委員会に申請し、許可を受けなければならない。	4 削る
5 使用者が許可を受けた後に多目的ホールの使用を中止しようとするときは、豊田ホタルの里ミュージアム多目的ホール使用中止届（様式第5号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。	5 使用者が許可を受けた後に多目的ホールの使用を中止しようとするときは、豊田ホタルの里ミュージアム多目的ホール使用中止届（様式第5号）に使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。
	（入館者の遵守事項）
第4条 入館者（入館しようとする者を含む。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	第4条 入館者（入館しようとする者を含む。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）建物、構内施設、設備、展示資料その他の備品等を破損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をしないこと。	（1）ミュージアムの施設及びミュージアム資料を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

新	新
(2) ～ (略)	(2) ～ (略)
(5) (6) 許可なくミュージアム資料等を撮影又は複写しないこと。 (7) (略) (8) 前各号に定めるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示に従うこと。	(5) (6) 許可なくミュージアム資料 を撮影又は複写しないこと。 (7) (略) (8) <u>その他委員会の</u> 職員が行う指示に従うこと。 2 (略)
	(寄託資料の管理等)
	第6条 寄託資料の管理及び取扱いは次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、特別の措置を講ずることができる。
(1) (2) 寄託資料が、災害その他やむを得ない理由等により破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、損害賠償について寄託者と協議するものとする。	(1) (略) (2) 寄託資料が、災害その他やむを得ない理由等により損傷し、又は滅失したときは、損害賠償について寄託者と協議するものとする。 (3) ～ (4) (5) (6) (資料の貸出)

	日	新	
第8条 <u>ミュージアム資料等</u> は、貸し出すことができない。ただし、委員会が、学術上の調査研究又は教育の普及等のために使用され、 <u>ミュージアムの管理運営上支障がない</u> と認めたときは、貸し出すことができる。	第8条 <u>ミュージアム資料</u> は、貸し出すことができない。ただし、委員会が、学術上の調査研究又は教育の普及等のために使用され、 <u>ミュージアムの管理運営上支障がない</u> と認めたときは、貸し出すことができる。	2 <u>ミュージアム資料等</u> の貸出を受けようとする者は、 <u>豊田ホテルの里ミュージアム資料貸出許可申請書</u> （様式第8号）を委員会に提出し、許可を受ければならない。	
3 ～ (略)	5 ～ (略)	(資料の貸出許可条件)	第9条 <u>ミュージアム資料等</u> の貸出を許可するときは、当該資料の管理等について、次の各号に掲げる条件その他必要な条件を付するものとする。
		(1) ～ (略) (3)	(1) ～ (略) (3)

日	新
(資料の借用) 第12条 ミュージアムの _____ 目的を達成するため、他の博物館等の収蔵資料を必要とするときは、借用することができます。	(資料の借用) 第12条 ミュージアムの設置の目的を達成するため、他の博物館等の収蔵資料を必要とするときは、借用することができます。  (建物等の破損滅失) 第13条 入館者が故意又は過失によって、建物及び展示資料並びに附属設備等 _____ を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、豊田ホタルの里ミュージアム施設等破損滅失届(様式第10号)を速やかに委員会に提出しなければならない。  (事務事業) 第14条 ミュージアムの事務事業は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 学芸部門 ア (略) イ _____ 資料の収集、整理、保存、展示及び供用に関すること ウ _____ 資料についての専門的・技術的な調査研究に関すること エ _____ 資料についての調査研究の報告書、図録、紀要等に 関すること

日	新
オ _____ 資料性についての講演会、講座、研究会等に関すること	オ 自然史に関する資料性についての講演会、講座、研究会等に関すること
カ ~ (略)	カ ~ (略)
ケ その他ミュージアム _____ 事業のうち専門的事項に関すること	コ その他ミュージアムの事務事業のうち専門的事項に関すること

報 告 事 項

令和元年 1 月 25 日

教 育 政 策 課

令和 2 年度教育予算について

令和 2 年度教育予算について、別紙のとおり報告いたします。

## 令和2年度 教育委員会予算要求総額

(R2予算要求総額)

単位:千円

予算要求総額	一般財源	特定財源
8,339,275	7,581,088	758,187

対R1予算 1,634,650

総額 16.3億増

※参考

(R1予算要求総額)

単位:千円

予算要求総額	一般財源	特定財源
7,010,373	6,242,190	768,183



○R1予算額(基金等調整前)

単位:千円

内示額	一般財源	特定財源
6,704,625	6,001,145	703,480

対要求 △ 305,748

総額 3.1億減

## 令和2年度当初予算 主要要求項目

(単位:千円)

	事業名	要求額
1	希望(ゆめ)への挑戦(立志)推進事業	471,081
2	ふるさとしものせき応援基金事業(5事業)	24,207
3	小学校教師用教科書・指導書購入	149,586
4	フッ化物洗口事業(フッ素塗布からの切替)	5,541
5	菊川中体育館建替事業(地質調査・構造計算)	12,000
6	川棚のクスの森枯損対策	3,704
7	豊北の漁撈用具の資料化	3,678

# ■令和2年度 当初予算編成資料

区分

新規

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	学校教育課/教育研修課 学校支援課/学校保健給食課	希望(ゆめ)への挑戦(立志)推進事業
予算区分/項目	希望の街/優しいまち実現事業		実施計画番号
事業概要	<p>子どもたちが希望をもって社会に巣立ち、夢に挑戦することができるよう、教育環境を「学習環境」、「施設環境」、「安心な給食提供環境」、「教員の働き方改革」の観点から総合的に整備していくもの。</p> <p>一人ひとりが輝く「きらめきせきっ子」を育て、「学びのまち下関」の実現を目指し、事業は5年ワンセット事業とし、当該5年間で学校教育に関する集中改善を行うこととする。</p>		

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度						0
本年度	要求	471,081	3,000			468,081
	現在査定					0

## ■事業内容

### ① キやりああっぷ推進事業 165,295千円

○ICT教育推進 《資料①-1》

- ・タブレット端末及び電子黒板の導入
- ・プログラミング教育用ロボット、PCの導入
- 不登校対策 《資料①-2》
- 働き方改革 《資料①-3》
  - ・小学校非常勤講師(専科:10人)、事務補助職員(5人)の配置
  - ・学校司書の増員(10人)
  - ・翻訳機の導入(15台)
  - ・留守番電話の設置(全小・中学校)

### ② キいふ推進事業 48,759千円 《資料②》

○安全な給食を提供するために必要な調理用機器の設置・更新と集中的な修繕を実施

### ③ キんてなんす推進～未来(あす)への架け橋～事業 221,505千円 《資料③》

- 学校長寿命化
- トイレ洋式化
- エアコン移設整備
- 維持管理適正化

### ④ キようどう推進～下関こども応援団～事業 35,522千円 《資料④》

○特別支援教育推進

■KP: 子どもたちが希望をもって社会に巣立ち、夢に挑戦することができるよう、教育環境を「学習環境」、「施設環境」、「安心な給食提供環境」、「教員の働き方改革」の観点から総合的に整備し教育力の向上を図るものであり、学校評価書における「各学校の重点目標に対する学校関係者評価がAである割合」の向上を指標とする。(評価はAからDの4段階評価)  
事業の目標指標(活動指標)

指標説明	H30	R1	R2	最終年度
各学校の重点目標に対する学校関係者評価がAである割合	43.2%	43.2%	50.0%	70.0%

## ■令和2年度 当初予算編成資料

区分	新規
----	----

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	教育研修課/学校支援課	① キヤリああっぷ推進事業 (ICT教育推進)
予算区分/項目	希望の街/優しいまち実現事業		実施計画番号
事業概要	ICT教育推進のため、タブレット端末や電子黒板の導入を拡充し、さらにプログラミング教育を充実させることで、情報活用能力を育成するとともに、コンピューターの働きを、よりよい人生や、よりよい社会づくりに生かそうとする態度を涵養し、来たるべきSociety5.0の中で、夢を実現し活躍できる人材、希望の街の実現に向けて地域社会に貢献できる人材を育成する。		

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度						0
本年度	要求	80,948				80,948
	現在査定					0

### ○タブレット端末及び電子黒板の導入

#### ■事業内容及びスタンダード

単位:千円

年度	R2	R3	R4	R5	R6	計
タブレット	40,039	68,639	68,639	68,639	68,639	314,595
電子黒板	36,400					36,400
計	76,439	68,639	68,639	68,639	68,639	350,995

※R2のタブレット(リース)は7ヶ月分。電子黒板は備品購入。

#### ■整備基準等

##### (タブレット整備基準)

小学校	整備教室数	中学校	整備教室数
1~19教室	1教室	1~9教室	1教室
20~24教室	2教室	10教室	2教室
25教室以上	3教室		

##### (タブレット配備内容)

	学習用	教員用
小学校	1,345台	674台
中学校	814台	387台
計	2,159台	1,061台

##### (電子黒板整備基準)

重点化校(小・中各2校)の全普通教室(25台)、全小・中学校視聴覚室等特別教室へ各1台(66台)

### ○プログラミング教育用ロボット、PCの導入

2020(R2)年度 新学習指導要領全面実施(小学校)⇒プログラミング教育スタート			
プログラミング教育の充実に向けて		予算総額	4,509千円
基礎的(円滑な実施に向けて)		発展的(先進的な授業事例の創出に向けて)	
mbot (ロボット)		Mesh (センサーブロック)	
4月			
5月	本体 13,500円 50台 675,000円	本体セット 52,030円 DVDブック等 4,290円 導入作業費等 90,530円	46台 2,393,380円 6冊 25,740円 5校 452,650円 2,871,770円
6月	県モデル校に既存の30台をレンタル	モデル校(5校)指定(R1、R2県モデル校及び希望校3校)	
7月	全小学校(44校)に1台を事前レンタル	モデル校5校で使用開始(～2月)	
8月	各学校において、使用を検討(～8月)		
9月	ICT活用推進研修会等開催(情報提供及び中間発表)	PC(研修会使用等) 320,544円	3台 961,632円
10月	使用開始(～2月) ※2期*5校程度 (希望校1校につき10台程度※1クラス分)		
11月	モデル校公開授業及び研修会実施		
12月	ロボット回収、成果検証	センサーブロック回収、成果検証	
2021(R3)年度以降 R2における環境整備を元に同規模で事業継続 (mbot 30台はR3までの県レンタル)			

## ■令和2年度 当初予算編成資料

区分 新規

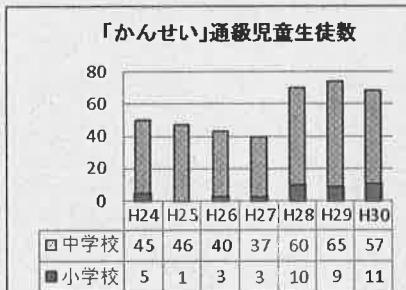
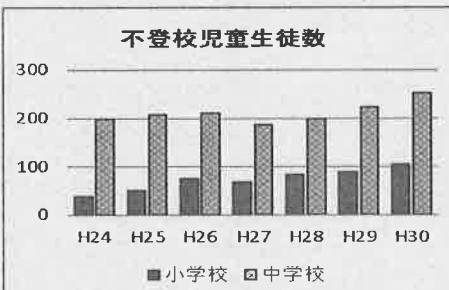
款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	学校教育課	① キやりああっぷ推進事業 (不登校対策)
予算区分/項目	希望の街/優しいまち実現事業		実施計画番号
事業概要	増加している不登校の児童生徒に対し、不登校に係る生徒指導上の課題の未然防止及び早期発見、学校相談室の充実及び民間の空き家を活用した下関市教育支援教室の拡充を図ることで、学校に行かない、行きたくても行けない児童生徒一人ひとりの社会的自立を支援する。		—

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度						0
本年度	要求	24,837				24,837
	現在査定					0

### ■現状

年度	不登校児童生徒数		
	小学校	中学校	合計
H24	40	198	238
H25	52	207	259
H26	76	210	286
H27	69	186	255
H28	85	197	282
H29	89	222	311
H30	105	252	357



### ■事業概要

#### ① 学校家庭支援員活用事業（5人）

中学校に社会福祉士・精神保健福祉士等の専門家を「学校家庭支援員」として配置し、不登校に係る生徒指導の課題等の未然防止、早期対応を図る。

#### ② 不登校対応支援員活用事業（5人）

小・中学校に不登校児童生徒の登校対応を行う「不登校対応支援員」を配置し、相談室登校の児童生徒の受け入れ体制を充実させ、教室復帰への支援を行う。

#### ③ 下関市教育支援教室の拡充

増加する不登校児童生徒の通級の利便性を考慮し、公共交通機関が利用しやすい立地において、民間の空き家を活用した下関市教育支援教室を開設し、学校復帰に対する支援を拡充する。

### ■事業内容及びスタミナ

単位:千円

No.	内容	R2年度	R3年度以降
①	学校家庭支援員の配置（5人）	11,637	11,637
②	不登校対応支援員の配置（5人）	3,968	3,968
③	下関市教育支援教室の拡充	9,232	11,645
合計		24,837	27,250

### ■実施による効果

不登校児童生徒の学校復帰、中学校3年卒業後の進路決定

## ■令和2年度 当初予算編成資料

区分 新規

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	学校教育課/教育研修課 学校支援課	① キやりああっぷ推進事業 (働き方改革)
予算区分/項目	希望の街/優しいまち実現事業		実施計画番号
			—
事業概要	小・中学校の教員が、限られた時間の中で児童生徒と向き合う時間を確保し、教員の専門性を生かしながら、児童生徒に必要な総合的な指導を持続的・効果的に行うことができる体制を整える。		

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度						0
本年度	要求	59,510				59,510
	現在査定					0

### ■事業概要

#### ① 小学校非常勤講師(専科)の配置 (10人)

特に改善を必要とする小学校において、非常勤講師(専科)を配置し、担任に代わって授業を行う。担任は、これにより確保できる時間を、授業準備時間や児童と向き合う時間として活用し、長時間勤務の改善を図る。(非常勤講師の勤務時間:1日3時間×週5日)

#### ② 事務補助職員の配置 (5人)

学校事務職員が、未配置校や1名のみの大規模校に、事務補助員を配置し、教員が行う学校事務に係る時間を削減し、長時間勤務の改善を図る。

#### ③ 学校司書の増員 (10人)

学校司書の配直については、各学校からの要望が非常に多く、10人増員することで全校配直が可能となるため、未配置校の格差の是正を図り、同時に学校図書業務に係る教員の負担軽減につながる。

#### ④ 日本語学習支援機器の導入 (15台)

音声翻訳機を活用することで、外国から転入してきた児童生徒に対する円滑な学習支援を図ることができ、教員の多言語対応に対する負担軽減につながる。

#### ⑤ 留守番電話の設置 (66台)

各小・中学校に留守番電話を設置することで、小・中学校に勤務する教員の業務負担軽減を図るとともに、教員の本来の業務である授業づくりや児童・生徒の指導に専念できる環境を整える。

### ■事業内容及びスタミナ

単位:千円

No.	内容	事業費	
		R2年度	R3年度以降
①	小学校非常勤講師(専科)の配置 (10人)	15,916	15,916
②	事務補助職員の配置 (5人)	11,340	11,340
③	学校司書の増員 (10人)	26,960	26,960
④	日本語学習支援機器の導入 (15台)	1,155	
⑤	留守番電話の設置 (66台)	4,139	1,046
合計		59,510	55,262

### ■実施による効果

勤務時間内に児童生徒に向き合う時間及び授業準備時間を確保することができ、時間外勤務が減少する。

## ■令和2年度 当初予算編成資料

区分	新規
----	----

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	学校保健給食課	② ⑨いふ推進事業 (学校給食)
予算区分/項目	希望の街/優しいまち実現事業		実施計画番号
			—
事業概要	老朽化した給食設備等について、将来にわたって安全・安心な給食を提供していくために必要な給食用機器の設置・更新と集中的な修繕を実施するもの。		

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度						0
本年度	要求	48,759				48,759
	現在査定					0

### ■事業内容及びスタンダード

年 度	R2	R3	R4	計
①王江・名池小 受配校化	11,149			11,149
②給食用機器の設置・更新	27,610	17,007	17,767	62,384
③設置機器集中修繕	10,000	5,000	5,000	20,000
計	48,759	22,007	22,767	93,533

### ■事業概要

①王江・名池小統合に必要な消毒保管庫と運搬コンテナ等の購入

②給食用機器の設置・更新

年度	施設	概要
R2	川中西小	食器洗浄機更新
	豊浦調理場	ボイラ、連続炊飯器更新
	豊田調理場	食器消毒保管庫新設
R3	勝山中・王司小	食器洗浄機更新
	長府小・東部中・勝山小	食器消毒保管庫更新
	勝山中・吉田小・内日小	
	山の田小	ガスフライヤー更新
	川中西小	2槽シンク更新
R4	長府小・勝山小	食器洗浄機更新
	一の宮小・王司小・豊浦小	食器消毒保管庫更新
	安岡小・安岡中・長府中	
	豊浦小	牛乳保冷庫更新
	長府中	2槽シンク更新

③設置機器集中修繕

集中点検の結果を受け、緊急度に応じて計画的に修繕を実施していくもの。

## ■令和2年度 当初予算編成資料

区分	新規
----	----

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	学校支援課	③ ②んてなんす推進～未来(あす)への架け橋～事業 (長寿命化、トイレ洋式化、エアコン移設、維持管理適正化)
予算区分/項目	希望の街/優しいまち実現事業		実施計画番号
事業概要	老朽化した校舎等の適切な維持管理、施設の長寿命化、トイレの洋式化、エアコン移設及び教材の充実化を実施し、小・中学校の機能や性能を引き上げるための環境整備を行うことにより、安全・安心を確保するとともに教育力を向上させ、未来を担う児童・生徒への架け橋となることを目指すもの。		

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度						0
本年度	要求	221,505	3,000			218,505
	現在査定					0

## ■事業内容及びスタンダード

単位:千円

年度	R2	R3	R4	R5	R6	計
長寿命化	19,005	34,832	726,736	771,634	590,513	2,142,720
トイレ洋式化	35,000	33,500	24,500			93,000
エアコン移設	11,500	5,000	5,000	5,000	5,000	31,500
維持管理適正化	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	600,000
教材の充実化	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	180,000
計	221,505	229,332	912,236	932,634	751,513	3,047,220
国庫補助	3,000	3,000	245,508	264,428	198,669	714,605
市債			413,400	444,900	333,000	1,191,300
一般財源	218,505	226,332	253,328	223,306	219,844	1,141,315

## ○学校長寿命化

老朽化により劣化の進行した学校施設について、機能・性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる。

[1年目] 長寿命化調査(R2:長府小、勝山中) [2年目] 実施設計 [3年目] 改修工事(2ヵ年)

## ○トイレ洋式化

校舎の各フロアに1か所以上の洋式トイレ設置は完了したが、整備した洋式トイレに長蛇の列ができ授業に間に合わないなどの弊害が生じている。

学校トイレの洋式化は依然として急務であり、家庭環境に近づいたトイレへの改修により、和式に馴染めない子どもの不安解消や、肢体不自由等で支援を要する子どもに対応する。

年度	整備方針
R2	1. 多目的トイレのみのフロアに男女1か所設置 2. 簡易ポータブル設置のフロアの便器改修 3. 4クラス以上かつ100人以上のフロアの女子トイレに増設(1～2か所)
R3	低学年のフロアに男女1か所増設
R4	4クラス以上かつ100人以上のフロアの女子トイレに増設(1か所)

## ○エアコン移設整備

(R2移設内訳)

単位:千円

内訳	小学校		中学校		合計	
	台数	事業費	台数	事業費	台数	事業費
廃校からの移設	8	4,000	3	1,500	11	5,500
仮庁舎からの移設	6	3,000	6	3,000	12	6,000
合計	14	7,000	9	4,500	23	11,500

# ■令和2年度 当初予算編成資料

区分	新規
----	----

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	学校教育課	(4) キょうどう推進～下関こども応援団～事業 (特別支援教育推進)
予算区分/項目	希望の街/優しいまち実現事業		実施計画番号
事業概要	特別支援教育の対象となる児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の増員及び通級指導等に係る特別支援教育アドバイザーの配置を行い、障害のある児童生徒への発達段階に応じたきめ細やかな指導及び支援並びに落ち着いた環境づくりを推進し、特別支援教育の充実を図る。		

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度						0
本年度	要求	35,522				35,522
	現在査定					0

## ① 特別支援教育支援員の増員(30人)

### ■業務内容

- 障害のある児童生徒の日常生活上の介助  
(食事、排泄、教室の移動補助等)
- 学習支援、健康・安全確保、周囲の障害理解促進等

### ■現状 (※は県が管理)

年度	H26	R1	比較
児童生徒数	380人	633人	167%
学級数 ※	125学級	162学級	130%
担当教員数 ※	136人	177人	130%
支援員配置数	112人	113人	101%
当初予算額	112,218千円	109,025千円	97%

### ■配置計画

年度	H26	R1	R2	R3	R4
支援員配置数	112	113	143	163	183
児童生徒1人あたり配置	3.4	5.6	4.7	4.3	4.0

※特別支援学級在籍者数増加率5%で試算。R1は8%

## ② 特別支援教育アドバイザー(1人)

### ■現状と課題 (※は県が管理)

年度	H26	R1	比較
児童生徒数	308人	460人	149%
担当教員数(県)	14人	20人	143%

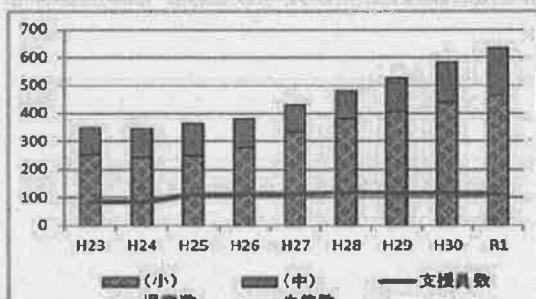
通級指導担当者の専門性の維持・継承

- 経験の浅い担当者や1人担当者による通級指導教室あり
- 個別の教育的ニーズに応える指導体制の確立
- 早期からの切れ目ない支援体制の充実・関係機関連携

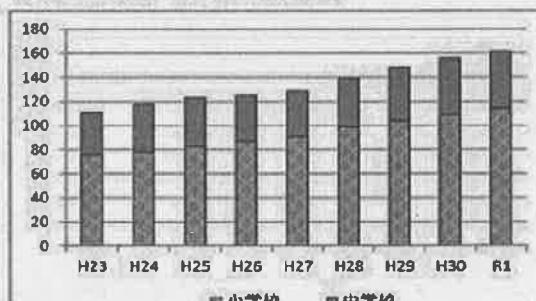
### ■業務内容

- 通級指導教室の経験の浅い担当者への指導助言
- 各通級指導教室のケース会議への参加(毎週)
- 体制づくりなど学校への指導助言 等

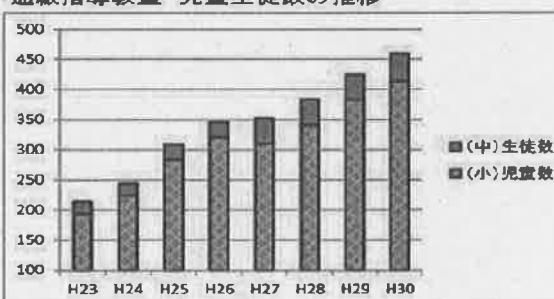
特別支援学級 在籍児童生徒数 及び 支援員数の推移



特別支援学級 (学級数の推移)



通級指導教室 児童生徒数の推移



# ■令和2年度 当初予算編成資料

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	学校支援課/文化財保護課 美術館	学校安心安全対策事業 外4事業
予算区分/項目	特記事業/ふるさとしものせき応援基金事業		実施計画番号
事業概要	ふるさと納税制度による寄附金により設置された基金を活用し、寄附者の思いを実現するための各種分野における事業を実施するもの。【計5事業】		

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度	10,300				4,200	6,100
本年度	要求	24,207			21,100	3,107
	現在査定					0

## 【学校支援課】

○学校施設・設備を整備する学校安心安全対策事業(継続) 3,000千円

老朽化した学校屋外遊具の修繕

○小・中学校教育環境整備事業(新規) 10,000千円

学校屋外活動における熱中症対策としてのミスト扇風機の設置



## 【美術館】

○美術作品修復事業(新規) 2,000千円

地域ゆかりの作家による絵画の修復

○美術館照明設備LED化事業(継続)

3,907千円(うち基金充当 800千円)

美術館2階エントランス、展示室照明のLED化

## 修復対象と想定する作品(抄)

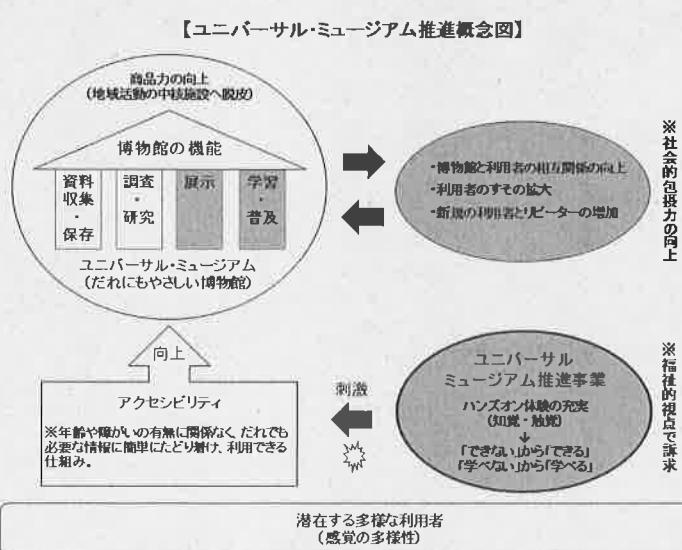


狩野芳崖(かのう・ほうがい)  
《林和靖図》(りんなせいづ)

## 【文化財保護課】

○考古博物館体験学習推進事業(新規) 5,300千円

考古博物館におけるハンズオン体験学習ツール等の開発



## ■令和2年度 当初予算編成資料

区分 新規

款/特会	部局室名	課所室名	事業名		
教育費	教育部	教育研修課	小学校教師用教科書・指導書購入		
予算区分/項目	特記事業/その他		実施計画番号		
事業概要			一		
学習指導要領の円滑な実施を確保するため、小学校の教育課程に係る教材・教具の整備を図る。 ①4年に1度行われる教科書採択に合わせて教師用教科書・指導書の整備を図る。 ②10年に1度行われる学習指導要領改訂に合わせ、全面改訂される児童用教科書に係る教師用教科書・指導書の必要数を購入し、整備を図る。					

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度	0					0
本年度	要求	149,586				149,586
	現在査定					0

### 特別予算 小学校教師用教科書・指導書(教科書採択)

	用途	予算額
1	教師用教科書	3,846,405
2	教師用指導書	136,663,670
3	英語ピクチャーカード	9,075,000
	総額	149,585,075

※全額市費

### 採択替え周期

※一般図書を除く

学校種別等区分	年度 西暦	◎:検定 △:採択 ○:使用開始												
		25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023	36 2024	37 2025
小学校	検定	◎			道德◎	◎	新◎				◎			
	採択		△			道德△	△	新△				△		
	使用開始			○			道德○	○	新○			○		
中学校	検定		◎			道德◎	◎	新◎			◎			
	採択			△			道德△	△	新△			△		
	使用開始				○			道德○	○	新○			○	

平成29年度 □小学校「特別の教科 道徳」の採択

平成30年度 □小学校教科用図書の採択

- ・現行学習指導要領に則って編集された教科用図書です。31年度のみの使用となります。

□中学校「特別の教科 道徳」の採択

□小学校教科用図書(新)の採択

- ・次期学習指導要領に則って編集された教科用図書です。

□中学校教科用図書の採択

- ・現行学習指導要領に則って編集された教科用図書です。32年度のみの使用となります。

□中学校教科用図書(新)の採択

- ・次期学習指導要領に則って編集された教科用図書です。

## ■令和2年度 当初予算編成資料

区分 継続

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	学校保健給食課	フッ化物洗口事業
予算区分/項目	特記事業/その他		実施計画番号
事業概要			口腔環境衛生のため、市立小学校の児童に対し、フッ素塗布を実施しているが、機器の生産中止により継続が困難になり、現在主流であるフッ化物洗口に切替える。 実施率を上げるために無償化とし、健康格差をなくし、多くの児童のむし歯を予防することで、将来の歯科医療費削減につなげる。

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度	4,762					4,762
本年度	要求	5,541				5,541
	現在査定					0

- ・現在実施しているフッ素塗布から、より費用効果が高く、安全性、簡便性の備わったフッ化物洗口に移行。
- ・保護者負担なしで実施可能 600円(300円×2) → 0円 (県内10市中8市が無償実施)
- ・実施率が上がる可能性が高い 約60% → 90%以上(宇都宮市92.4%)
- ・罹患者の減少により、将来の歯科医療費を抑制できる。
- ・学校で実施するため、家庭環境等に起因する健康格差を解消できる。
- ・無償実施を行うことで、学校での現金徴収事務が不要となる。

### フッ素塗布とフッ化物洗口の比較

対象者	フッ素塗布	フッ化物洗口
	市内小学校の希望者	
実施回数	年2回	週1回
実施率	56.1%(H30実績)	90.0%(目標)
実施主体	歯科医師会	下関市
保護者負担	300円/回(市負担310円/回)	なし

### 本年度要求事業費の内訳

(単位:千円)

旅費	49	フッ化物洗口説明会参加旅費
需用費 消耗品費	2,614	溶解ボトル、保管庫、乾燥庫、バケツ、トレー等
需用費 医薬材料費	1,571	フッ化物洗口剤
委託料	1,307	歯科医指導管理委託料
合計	5,541	

※前年度事業費の範囲内で実施する予定であるが、初年度は導入経費(乾燥機等)が別途必要となる。

### 前年度事業費の内訳

(単位:千円)

補助金	4,762	歯科医師会のフッ素塗布事業に対する補助
合計	4,762	

## ■令和2年度 当初予算編成資料

区分

新規

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	学校支援課	菊川中学校体育館建替事業
予算区分/項目	公マネ推進枠/改修事業		実施計画番号
<b>事業概要</b>			菊川総合支所地域政策課が所管していた下関市菊川体育館を平成30年度に学校施設に所管替し、学校施設として耐震化する計画であったが、平成30年度に実施した耐震二次診断・補強計画策定業務にて元設計と現場施行に相違点があり、遅れ破壊の対象高力ボルトF11Tの使用が確認されたことから、耐震補強とは別に安全確保、倒壊防止の観点から高力ボルトの取替工事が必要となることが判明した。 これにより、当初計画での耐震補強の事業費を大幅に上回り、新築建替と耐震補強工事の費用が同規模となり、長寿命化の事業費も勘案すると新築建替のトータルコストが安価となることから、体育館の建替工事を実施するもの。

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度						0
本年度	要求	12,000				12,000
	現在査定					0

### ■個別施設計画の概要

#### 【現況】

令和元年度策定予定

### ■公共施設の適正配置における方向性

下関市菊川体育館を菊川中学校の体育館として移管



### ■施設の現況

現在 : 鉄骨造2階建 1,426m<sup>2</sup> S51竣工

建替後 : 鉄骨造2階建 約800m<sup>2</sup>

### ■事業スケジュールや全体事業費

項目	R2	R3	R4	合計
地質調査・構造計算委託	12,000			12,000
建替工事		244,755		244,755
解体工事			63,694	63,694
合計	12,000	244,755	63,694	320,449
国庫支出金		51,440	21,231	72,671
市債		92,500	38,200	130,700
一般財源	12,000	100,815	4,263	117,078

※国庫支出金は学校施設改善交付金(不適格改築) 補助率1/3

## ■令和2年度 当初予算編成資料

区分 繼続

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	文化財保護課	川棚のクスの森枯損対策
予算区分/項目	特記事業/その他		実施計画番号
事業概要	平成29年7月に枯損が発生した国指定天然記念物「川棚のクスの森」について、文化庁推薦の専門家等の指導・助言を求め、樹勢回復に努めるもの。		

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度	1,735				500	1,235
本年度	要求	3,704			2,169	1,535
	現在査定					0

### 【専門家等招聘等】

専門家・文化庁指導等 3名 × 3回ほか 735,000円

### 【枯損対策委託】

水圧穿孔法土壤改良等委託	1,000千円
根系探査等樹勢調査	1,969千円
	【メセナ(瀬戸内オリーブ基金)】

- これまで継続的に実施してきた、水圧穿孔法による土壤改良を、さらに施工密度を高め、樹勢回復の促進を期待する。
- 水圧穿孔の施工すべき範囲、深度について、判断に要する情報を収集するため、根系レーダー探査等の調査を実施し、根系をはじめとする、樹木の樹勢を把握する。
- なお、根系探査については、NPO法人瀬戸内オリーブ基金の基金助成を活用する。

【申請済】

- 地元有志等寄付 200千円



令和元年9月13日現在の状況

## ■令和2年度 当初予算編成資料

款/特会	部局室名	課所室名	事業名
教育費	教育部	文化財保護課 (土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム)	豊北の漁撈用具の資料化
予算区分/項目	特記事業/その他		実施計画番号
事業概要	事業目的:国登録有形民俗文化財「豊北の漁撈用具」を国重要有形民俗文化財に格上するための必要な手続きとして、資料の図面化(実測図作成)および資料カードの作成をおこなう。 事業効果:山口県西部地域における唯一の国重要有形民具資料となり、地域のプライド醸成、後継者不足といわれる漁業や地域活性化・魅力あるまちづくりに資する事業であると考える。		

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国庫補助	県補助	地方債	その他	一般財源
前年度	0					0
本年度	要求	3,678	1,750			1,928
	現在査定	0				0

伝統的な漁業民具については、様々な漁法などの技術革新が進む中で、高齢化あるいは漁業者人口の減少など「伝統的」漁業の伝承や生業そのものの維持も難しい情勢であり、またICT化の中で、捕獲する漁業から栽培する漁業への大きな転換期を迎えている。

このような社会情勢の中、県内唯一の国登録有形民俗文化財である「豊北の漁撈用具」の資源化、資料化は、地域の伝承資料として次世代に継承していくために必要不可欠であり、また、当該資料についての公開や積極的な情報発信を行っていくことで、地域の活性化・魅力あるまちづくりに資する事業であると考える。

総事業費 850万円(3ヶ年)

### 【事業計画】

#### ■令和2年度

資料作成のための準備 登録有形民俗文化財個別調査カードフォーマットの作成および民具の図面化をおこなう。

[事業予算:350万円]

#### ■令和3年度～令和4年度

民具の図面化および登録有形民俗文化財民具整理カードの作成／漁撈用具に関する調査

[事業予算:令和3年度250万円 令和4年度250万円]

### 資料作成状況

豊北の漁撈用具現在の資料カード図面

国重要有形民俗文化財申請に必要な資料カード図面

